十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十七　発電事業における発電に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

イ　次条第二項の表の五の項の第二欄に掲げる地熱発電施設における蒸気の生産

ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

3　令第一条第一項第一号イ(3)の経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼